港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百五十九号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城の項を次のように改める。

宮城	仙台湾		雄勝

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

府令

○内閣府令第七十号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第三十二条の二及び第三十二条の三」を「第三十二条の三及び第三十二条の四」に改める。

附　則

この府令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

省令

○厚生労働省令第百四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

厚生労働大臣　三井　辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十四号を第九十一号とし、第七十三号を第九十号とし、第七十二号を第八十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十八　二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

八十九　（二―ヨードフェニル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第七十一号を第八十六号とし、第六十六号から第七十号までを十五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十　（二―メトキシフェニル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第六十四号を第七十八号とし、第五十八号から第六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第五十七号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一　一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　（二―メチル―一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十五号を第六十七号とし、第五十四号を第六十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十五　一―（四―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）プロパン―一―オン及びその塩類

六十六　一―（四―メチルフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第五十三号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三　（四―メチルナフタレン―一―イル）［一―（ペント―四―エン―一―イル）―一Ｈ―インドール―三―イル］メタノン及びその塩類

第一条中第五十二号を第六十一号とし、第五十一号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十　二―（メチルアミノ）―一―フェニルブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八　（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　二―ベンジルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（四―メチルナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十九号とし、第四十号から第四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十九号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類